

助太刀カード特約

第1条（本特約）

1. 本特約は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます。）が株式会社助太刀（以下「助太刀」といいます。）と提携して、当社が発行する助太刀カード（以下「本カード」といいます。）の申込み及び利用に対して適用されます。本カードの利用者は、「セゾンプリペイドカード規約（資金移動型）」（以下「原規約」といいます。）に加えて本特約の内容及び適用について承認のうえ、本カードの申込み及び利用をするものとし、契約は、当社が承諾をした日に成立するものとし、
2. 本特約が原規約の規定と相違する場合には本特約が優先します。
3. 本特約で定めのない限り、本特約上の語句は、原規約の定義によるものとし、

第2条（助太刀アプリ）

登録情報照会、カード残高照会、利用履歴照会、第3条に定める利用者間送金その他本カードに係るサービスは、助太刀アプリ（以下「助太刀アプリ」といいます。）内で手続きを行うことにより利用することができます。助太刀アプリは助太刀が提供するサービスで、別途助太刀が規定する「利用規約」、「即日受取サービス（受注者）利用規約」が適用されます。

第3条（利用者間送金）

1. 利用者は、助太刀アプリの機能を利用し、当社所定の方法により、他の利用者に対し当社所定の金額の範囲内で資金の送金（以下「利用者間送金」といいます。）を行うことができます。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者は、他の利用者の本カードの利用状況により、利用者間送金が行えない場合があることを予め同意するものとし、
3. 利用者間送金にあたり、手数料は発生しません。
4. 利用者間送金が完了するまで、最大で24時間要する場合があります。

第4条（利用停止措置及び喪失）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者は本特約に関する一切の権利を喪失し、本特約は適用されないものとし、
 - (1) 本カードの解約、有効期間満了、会員資格の喪失等、本カードの会員資格を喪失した場合
 - (2) 助太刀アプリ会員資格を喪失した場合
2. 利用者が助太刀アプリ会員資格を喪失した場合は、セゾンプリペイドカードデスクまでご連絡をいただき、本カードの退会手続きをお取りいただきます。

第5条（特約の変更）

原規約第26条（本規約の変更）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、原規約第26条（本規約の変更）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとし、